

「研究開発型スタートアップ支援事業／
ベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募要領

2021年12月8日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

「研究開発型スタートアップ支援事業／ベンチャーキャピタル等の認定」

に係る公募について

(2021年12月8日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「研究開発型スタートアップ支援事業」において、特定の技術シーズを活用するシード期の研究開発型スタートアップ（Seed-stage Technology-based Startups）に対して投資を行うベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等（以下VC等という。）の我が国における投資及び支援活動を促進し、またその知見及び支援機能を活用しながら、シード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援を行う事業を実施しています。

今回の公募では、新たに認定を希望するVC等を募集します。この事業への参加を希望するVC等は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更又は中止等が生じる場合があります。

※本公募要領においてSTS事業とは、NEDOで実施している研究開発型スタートアップ支援事業／シード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援を意味します。

- ・ 「研究開発型スタートアップ支援事業／シード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援（以下「STS事業」という。）」は、NEDOが認定したVC等が、助成対象費用の1/3以上を出資するシード期の研究開発型スタートアップに助成金を交付する制度です。
- ・ 研究開発型スタートアップとは、3. 応募要件（1）で示す技術領域の事業化を目指すスタートアップを意味します。

1. 件名

「研究開発型スタートアップ支援事業／ベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募

2. 認定の概要

(1) 背景及び目的

「日本再興戦略」及び「ベンチャー・チャレンジ2020」では、我が国においてスタートアップが自然発生的に連続して生み出されるベンチャー・エコシステムの構築を目指すべきとされています

NEDOはSTS事業として、将来の大型スタートアップとなるシード期の研究開発型スタートアップの創出・育成及びスタートアップ・エコシステムの構築・強化を目的に、ビジネスリスクを取り新事業に挑戦するシード期の研究開発型スタートアップに対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポートを行うVC等を認定し、その認定したVC等（以下「認定VC」という。）と協調してシード期の研究開発型スタートアップを支援してきました。その結果シード期の研究開発型スタートアップに対する出資を引き出す一定の呼び水効果を果たしてきました。

今回、新たに認定を行うことにより、シード期の研究開発型スタートアップへの投資活動を活性化し、スタートアップの企業価値向上を図りエコシステムを強化することを目的とします。

(参考)

「日本再興戦略」-JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>

「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—（平成27年6月30日閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dailjp.pdf>

「日本再興戦略」2016—第4次産業革命に向けて—（平成28年6月2日閣議決定）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf

「ベンチャー・チャレンジ2020」

http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf

「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2020.pdf>

（2）本認定の概要

NEDOが、シード期の研究開発型スタートアップの支援に適したVC等を認定します。認定を受けたVC等から出資を受ける研究開発型スタートアップは、STS事業への応募が可能になります。

STS事業の実施にあたっては、本公募に係る申請書に記載のファンドを用い、また申請書に記載のハンズオンメンバーを指名することを要します。

（3）認定期間：認定日～2023年度末（2024年3月31日）

今回認定されたVC等は、2022年度STS事業第1回公募から、認定VCとして応募することが可能となる予定です。

認定VCとしての出資条件等詳細はSTS公募要領を参照してください。ただし、認定VCとしての出資が認められるのは認定日以降に出資した場合に限られます。

認定後概ね1年後に活動状況を確認させていただきます。その結果により認定継続可否判断が生じる場合があります。

3. 応募要件

（1）認定VCへの応募要件

以下の要件をすべて満たしたVC等を認定VCとして認定します。

- 業としてスタートアップへの投資機能を有し、シード期の研究開発型スタートアップの事業化支援機能を有する法人等（ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等）であること。
- 本公募に応募する者は、日本国内において、現にシード期の研究開発型スタートアップの事業化を支援する拠点を有し、シード期の研究開発型スタートアップをハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
※現に国内に拠点を有さない者は海外VC向けの公募に応募することができる。海外VC向け公募の詳細はNEDOホームページ参照のこと。
- STS事業で支援対象とする技術領域（*）の事業化を目指すシード期の研究開発型スタートアップに対して支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。特に、販路を含め、具体的かつ広範なネットワークを有すること。
- 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- 倫理綱領に同意すること。（「申請書作成にあたって」項目4参照）

（*）STS事業で支援対象とする技術領域は以下のとおりです。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノ

ロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く)。

- ② 具体的技術シーズがあつて、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発 のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品 (購入品) を利用しただけの ものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。
実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては支援対象とします。創薬 (医薬品開発) に係る開発は原則として対象外とします。ただし、創薬支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は支援対象とします。

4. 応募の手続き等

本公募要領に従つて申請書を作成し、「申請書作成にあつて」3 ページのチェックリストで確認したのち、提出期限までに以下記載の提出方法に基づき申請してください。

(1) 提出期限

提出期限：2021年12月21日(火) 正午までにアップロード完了のこと

※ 直接の持参、FAX、郵送、及び電子メールによる提出は受け付けません。

(2) 提出先：Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/bxcyrwndb7em>

(3) 提出方法、及びご注意

- ・ 提出先の Web 入力フォームに①申請者名、②連絡先担当者氏名、③連絡先電話番号、④連絡先 Eメールアドレスを入力いただき、提出書類をアップロードしてください。
- ・ 提出書類は「申請書作成にあつて」に記載の要領で作成した zip ファイルです(20MB 以内)。
- ・ ファイル名は「VC22」と「(株)を除く申請者名」としてください。
例:VC22_NEDO.zip
- ・ ファイルアップロード後、以下のメールアドレス宛にアップロードした旨通知してください。
E-mail:vc-vb@nedo.go.jp
- ・ やむを得ない理由等で再提出の場合は、zip ファイル名の後ろに提出回数を意味する数字(2回目:2)を付け、再度全資料を提出してください。
例:VC22_NEDO2.zip
- ・ 提出された申請書を受理した際には連絡先担当者宛に申請受理番号をメールで送付いたします。

(4) 申請書を受理及び申請書に不備があつた場合

- ・ 応募要件を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
- ・ 提出された申請書等は返却しません。
- ・ 申請書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。

(5) 秘密の保持

申請書は本事業の VC 等の認定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報等は、法令等に基づく場合の提供を除き、VC 等の審査に利用しますが、特定の個人・法人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。提供いただいた情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(6) 申請書の記入言語

申請書は日本語で記載してください。

5. 選定について

(1) 審査の方法について

NEDO は、審査委員（外部有識者）による審査を実施し、認定 VC を決定します。必要に応じて資料の追加提出、プレゼン審査への参加等をお願いする場合があります。プレゼン審査を実施する場合は1月末～2月初旬を予定しています。

なお、認定のプロセスは非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査項目

- ソーシング能力
 - ▶ ソーシングのスキーム及び実績、リード投資実績、投資検討状況など
- ハンズオン能力
 - ▶ ハンズオン体制、ハンズオンメンバーの経験と実績、事業者への継続支援実績など
- 資金調達への対応力
 - ▶ シード・アーリー期のスタートアップへの投資余力、資金のポートフォリオなど
- 事業目的との適合性
 - ▶ VC としての特色、投資指標、STS 事業支援方針など

(3) 審査結果の公開及び通知について

- ・ 審査結果の公開について
認定 VC の法人名称等は NEDO のホームページ等で公開します。また、審査結果については、別途申請者へ通知します。なお、認定に当たって、諸般の条件を付す場合があります。公開及び通知は2月下旬を予定しています。
- ・ 審査委員の氏名の公開について
審査委員は、審査結果の公開後に所属・氏名を NEDO のホームページ上で公開します。

6. 認定 VC の努力義務及び認定 VC の取り消しについて

(1) 認定 VC の努力義務

- ・ 採択されたシード期の研究開発型スタートアップと良好な関係を保ち、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
- ・ STS 事業の助成期間中のスタートアップの資金繰り及び資本政策を健全（資金不足による事業への影響が出ないように）に保ち、次のファイナンスに繋げること。
- ・ NEDO による STS 事業の公募のプレゼンテーション審査に出席し、今回のファイナンス条件の説明、及びシード期の研究開発型スタートアップの資金調達やハンズオン計画を説明すること。
- ・ ハンズオン支援の進捗を定期的（又は NEDO の求めに応じ）に NEDO に報告すること。
- ・ 経済産業省、及び NEDO からのアンケート、及び企業情報・活動状況等のホームページへの掲載（「NEDO 認定 VC コンタクト先一覧」等）情報公開に協力すること。

※公表の際は、掲載内容について別途ご確認いただく予定です。

- ・ 採択されたシード期の研究開発型スタートアップから、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。
- ・ 対象技術領域の事業化を目指す事業者を発掘、支援し、STS 事業提案を積極的に促進すること。

(2) 認定 VC の認定の取り消し

以下の場合認定を取り消す場合があります。

- ・ 上記 3. の応募要件に合致しなくなった場合。
- ・ 上記 6. (1) の努力義務を履行していないと認められた場合。
- ・ 申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
- ・ 一定期間、STS 事業応募希望者に対して出資意向確認書を発出（あるいは出資）せず、実質的に STS 事業を活用していない場合。
- ・ 倫理綱領に反する行為を行ったと認められた場合。
- ・ その他 NEDO が認定について適切でないと判断した場合。

7. その他

- ・ STS 事業に関しては、STS 事業公募開始時に公募要領をご確認ください。
- ・ NEDO から次回認定 VC 公募や STS 事業関連、又はイベント関連等についてご案内のメールをお送りさせていただく場合がございます。

【問い合わせ先】

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ 認定 VC 事務局

E-mail : vc-vb@nedo. go. jp